

出席停止のお知らせ

江東区立平久小学校
校長 金岡 香恵

お子様は、このたび「学校で予防すべき感染症」にかかりましたので出席停止とします。下記の出席停止期間の基準を参考にして、主治医から登校してもよいと言われるまで自宅で療養してください。

この処置は、お子様に充分休養を与え、早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものであり、療養期間中は欠席扱いをいたしません。

なお、登校の際には別紙「出席停止解除願い」を保護者が記入し、担任までお届けください。

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準(出席停止は欠席にはなりません)

	病名		出席停止の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって その血清亜型がH5N1であるものに限る。)		治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	(おたふくかぜ) 流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	風疹	発疹が消失するまで
	(はしか) 麻疹	解熱した後3日を経過するまで	(みずぼうそう) 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症◎		感染のおそれがないと認めるまで	

◎その他の感染症とは、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(リンゴ病)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症などがあります。
出席停止は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでになります。

出席停止解除願

平久小学校長様

児 童 氏 名	年 組 番 氏名
病 名	
病気にかかっていた期間	令和 年 月 日～ 年 月 日

上記の病気のため休みましたが、主治医より 月 日 から
登校してもよいと言われましたので、出席停止の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名 ㊞

※ただし、登校した際にまだ感染の恐れがあると思われる場合には、
休養を指示するか診断書の提出を求める場合があります

出席停止解除願は、保護者の方がご記入ください。